

第 1 編 総 則

序章

民法の基礎

1 民法の意義

民法は、私人間の法律関係を規律する私法・一般法であり、実体法である。

1 公法と私法

社会を規律する法を大別すると、公法と私法がある。

公法とは、公権力(国家や地方公共団体)の構造や公権力と国民との関係を規律する法であり、憲法、刑法、裁判所法、民事訴訟法、刑事訴訟法等がこれに属する。

これに対して、私法とは、私人^{用語解説}間の法律関係を規律する法であり、民法、商法、借地借家法等がこれに属する。

^{用語解説} 私人とは、国家あるいは公共という立場を離れ、私的な立場からみた一個人をいう。

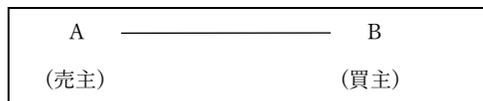
2 一般法と特別法

一般法とは、事項・地域・人について限定せずに広く一般的に適用される法であり、民法は、私人間の法律関係を規律する一般法である。これに対して、特別法は、事項・地域・人について限定して適用される法であり、一般法を補充・訂正するものである。民法の特別法としては、商法、借地借家法、利息制限法等がある。

ある法律関係について特別法が存在するときは、特別法が優先的に適用され、その限度で、一般法の適用は排除されることとなる。これを、「特別法は、一般法に優先する。」という。例えば、通常、売買契約には、一般法である民法が適用されるが、商人間の売買契約には、特別法である商法が適用される。

以下は、一般法である民法が適用される主要な場面である。

① 売買契約



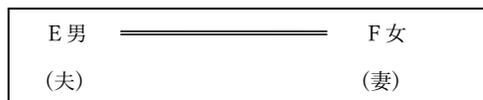
Aが、その所有する家（不動産）をBに売る契約をした場合、Aは売主、Bは買主になる。

② 不法行為



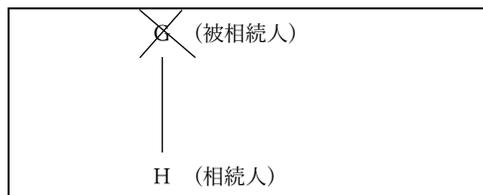
Cが、誤ってDに怪我をさせた場合、Cは加害者、Dは被害者になる。

③ 婚姻



E男とF女が結婚した場合、E男は夫、F女は妻となる。

④ 相続



GとHが親子である場合において、Gが死亡したときは、Gは被相続人、Hは相続人となる。

3 実体法と手続法

実体法とは、権利義務の発生、変更、消滅等の要件と効果等の法律関係について規律する法をいう。民法は、私人間の法律関係につき、その存否や内容を定めるものであるため、実体法である。

手続法とは、権利や義務等の実現のために執るべき手続や方法を規律する法をいう。民法で定められた権利や義務を具体的に実現するための民事訴訟法や民事執行法は、手続法である。